

利用者のために

I 2023 年漁業センサスの概要

1 調査の目的

2023 年漁業センサスは、我が国の漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 根拠法規

2023 年漁業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）及び平成 15 年 5 月 20 日農林水産省告示第 776 号（漁業センサス規則第 5 条第 2 項第 1 号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づき基幹統計調査として実施した。

3 調査体系

調査の種類		調査の系統
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省－都道府県－市区町村 －統計調査員－調査対象
	海面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員） －調査対象
	内水面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
流通加工調査	魚市場調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員） －調査対象

4 調査の対象

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 138 条第 5 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって農林水産大臣が必要と認めるもの。

イ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）（以下「水協法」という。）第 2 条に規定する漁業協同組合（水協法第 18 条第 2 項の内水面組合（以下同じ。）

を除く。)をいう。)

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体。

イ 内水面漁業地域調査

水協法第 18 条第 2 項に規定する内水面組合。

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった魚市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第 1 次段階の取引を行った魚市場。

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機 7.5kW (10 馬力) 以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物(のり冷凍網を除く。)を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所(冷凍・冷蔵工場)及び販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所(水産加工場)。

5 抽出方法

(1) 海面漁業調査

令和 5 年の 11 月 1 日現在の海面漁業に係る全ての漁業経営体及び漁業協同組合。

(2) 内水面漁業調査

令和 5 年の 11 月 1 日現在の内水面漁業に係る全ての漁業経営体及び内水面組合。

(3) 流通加工調査

令和 6 年の 1 月 1 日現在の全ての魚市場並びに水産加工業及び冷凍・冷蔵施設を営む事業所。

6 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ 海面漁業地域調査

(ア) 資源管理・漁場改善の取組

(イ) 会合・集会等の開催状況

(ウ) 活性化の取組

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

イ 内水面漁業地域調査

(ア) 組合員数

(イ) 漁場環境

(ウ) 遊漁の状況

(エ) 活性化の取組

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

- (ア) 魚市場の施設及び取扱高
- (イ) その他魚市場の現況を把握するために必要な事項

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

- (ア) 事業内容
- (イ) 従業者数
- (ウ) その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項

7 調査期日

ア 海面漁業調査、内水面漁業調査

令和5年11月1日現在（一部の項目については、過去1年間（令和4年11月1日から令和5年10月31日）の実績）

イ 流通加工調査

令和6年1月1日現在（一部の項目については、令和5年11月1日現在又は過去1年間（令和5年1月1日から令和5年12月31日）の実績）

8 調査方法

(1) 海面漁業調査漁業経営体調査

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

(2) 海面漁業調査海面漁業地域調査、内水面漁業調査内水面漁業地域調査及び流通加工調査魚市場調査

民間事業者が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、民間事業者の調査員が回収する方法により行った。

(3) 内水面漁業調査内水面漁業経営体調査及び流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査

農林水産省が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、地方組織が郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、統計調査員又は職員が回収する方法により行った。

9 集計方法

(1) 集計の実施系統

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室において行った。

(2) 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
 ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目
 に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。
 有効回答数については以下のとおり。

単位：調査票

区分	調査票配布数	有効回答数
海面漁業調査		
漁業経営体調査	67,067	65,662
海面漁業地域調査	2,134	2,134
内水面漁業調査		
内水面漁業経営体調査	4,178	4,076
内水面漁業地域調査	1,053	1,052
流通加工調査		
魚市場調査	759	759
冷凍・冷蔵、水産加工場調査	7,989	7,325

注：1 「調査票配布数」とは、2018年漁業センサス客体名簿を基に、行政記録情報の活用及び地方自治体、漁協等の関係機関からの聞き取り等による補正や、調査員調査における調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった調査対象に配布した調査票の数である。

2 「有効回答数」とは、「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票が回収できた数及び回答必須項目に一部未記入が残る調査票であって、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。

10 目標精度

本調査は全数調査のため、目標精度は設定していない。

II 用語等の解説

内水面漁業調査（内水面漁業地域調査）

内水面漁業地域	内水面において漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域をいう。
調査期日	令和5年11月1日
漁場環境改善への取組	内水面組合において調査期日前1年間に行われた、水産資源の回復・増殖、生息環境の整備などの取組。
種苗の生産・放流	種苗の採卵及びふ化を人工的に行うことや、水産生物の生育の適地に対象生物を放流し、資源の回復又は増殖を図ることをいう。
中間育成	人工的に採苗した魚介類の稚魚等を、生け簀や陸上の水槽などで、養殖・放流等それぞれの目的に適した大きさまで中間的に育成することをいう。
保護水面の管理	水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養を目的として採捕の禁止や外来種の駆除等の管理を行うことをいう。
産卵場の造成管理	水産動物の産卵を助け、産卵量を増大させるための産卵場所や、産卵に都合の良い施設の造成又は管理をすることをいう。
魚つき林	水面に対する森林の陰影の投影、魚類などに対する養分の供給、水質の汚濁防止等の作用により魚類の住むところの確保や繁殖を助ける目的で設けた林をいう。 ただし、魚つき保安林として指定されたものは除く。
植樹活動	森林がもたらす栄養分に富んだ水の安定供給、保水機能、良質の土砂の供給等により、魚介類等を殖やす目的で山に木を植え、その保育作業をすることをいう。
河川・湖沼の清掃活動	環境保全の観点から、内水面組合が主体となって集団で行う河川・湖沼の清掃活動をいう。
遊漁承認証	内水面における漁業権の公共的な性格から、共同漁業権の権利者たる組合が、遊漁規則を定め、遊漁者に対し発行する承認証をいう。
遊漁者への啓発・普及活動の取組	調査期日前1年間に内水面組合において実施した遊漁者等に対する水産資源保護や遊漁マナー等の啓発や普及に向けた取組。
他の地域との交流活動の取組	調査期日前1年間に内水面組合が実施した、漁村地域以外から訪れる人へ漁業や水産物への理解を深めてもらうための体験活動などの取組。
漁業体験	実際に水産動植物を採る採捕体験や漁業者が水産動植物を採るところを見学する漁業見学等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
魚食普及活動	水産物の消費拡大（栄養特性や健康食品としてのPRを含む。）と漁業への理解を深めてもらうことを目的とした、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。

水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であつて、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従業者を使用している事業所をいう。
海外向けの出荷（輸出）の販売金額	調査期日前1年間の内水面組合における海外向けに出荷（輸出）した販売金額（消費税を含む。）をいう。
海外向けの出荷（輸出）	調査期日前1年間の内水面組合が出荷している水産物のうち、以下のような場合が該当する。 ア 水産物を海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合 イ 水産物を海外向けの出荷（輸出）を目的として漁業協同組合本所、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合（輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。） なお、水産物加工品を出荷（輸出）した場合は、その販売金額（消費税込み）を計上する。 また、漁業者と商社の取引に立ち会い、手数料のみを徴収している場合など、仲介のみ場合は含めない。
水系	河川は、海へ流出する最終的な1本の川（本川）に集まる全ての川から成り立っており、これらをまとめた総称のことをいう。
小水系	水系が成り立つ本川、支川、派川及び湖沼それぞれのことをいう。
本川	河口より最も遠い谷から、河川へつながる川をいう。
支川	本川に合流する川をいう。
派川	本川から分かれる川のことをいう。

Ⅲ 利用上の注意

1 表章記号

統計表中に使用した記号は以下のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの

「-」： 事実のないもの

2 ホームページ掲載案内

各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/>

この結果は、分野別分類「水産業」の「漁業センサス」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正があった場合には、ホームページに正誤情報を掲載します。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyocen/>

Ⅳ 2023 年漁業センサスの主な改正点

2023 年漁業センサスの実施に当たっては、我が国漁業及び水産行政の動向を踏まえ、次の変更を行った。

内水面漁業調査内水面漁業地域調査

輸出実態を把握するため、漁業協同組合が行った輸出販売金額について新たに把握した。

Ⅴ お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3660

（直通）03-3502-8467

※ 当調査に関する御意見・御要望は、上記問い合わせ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>